

平成29年2月6日開会
(農地部会)

雲仙市農業委員会会議録

雲仙市農業委員会

第2回農地部会議事録

- 1 招集日 平成29年2月6日(月)
- 2 開会日時及び場所
平成29年2月6日(月) 午後2時00分
雲仙市役所本庁舎別館3階防災対策室
- 3 閉会日時 平成29年2月6日(月) 午後2時58分
- 4 委員氏名

(1)出席者(15名)

1番 水口 正好	3番 大島 忠保	4番 渡部 篤	7番 渡辺 勝美
9番 林田 剛	10番 横田 晴喜	11番 松尾 文昭	14番 吉田 良一
15番 平野 利光	16番 森崎 茂徳	18番 内田 弘幸	28番 田浦 則利
33番 渡邊 茂徳	34番 馬場 保	36番 川内 幸徳	

(2)欠席者(3名)

8番 本田 岩勝 24番 草野 定 32番 鶴殿 徳康

(3)部会長の求めにより出席した委員(1名)

35番 小筏 正治

5 議事に参与した者

事務局長	江口 秀司
参事	清水 友秀
課長補佐	増富 浩彦
嘱託	大石由紀子

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第8号 農地法第3条第1項目的の買受適格証明願について
- 日程第4 議案第9号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第10号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第11号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 日程第7 議案第12号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の要請について

午後 2 時00分開会

○事務局長（江口 秀司君） 農業委員会等に関する法律第 2 1 条第 3 項の規定に達しております。部会長に開会をお願いいたします。

○議長（馬場 保君） 皆さんこんにちは。早いもので、ことし 2 回目の部会となっております。ご多様の中ご参集いただきましてありがとうございます。それでは早速進めさせていただきます。ただいまから平成 2 9 年第 2 回雲仙市農業委員会農地部会を開会いたします。各委員の協力方よろしくをお願いいたします。

本日の付議すべき事項として、議案第 7 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、議案第 8 号農地法第 3 条第 1 項目的の買受適格証明願について、議案第 9 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、議案第 1 0 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、議案第 1 1 号農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について、議案第 1 2 号農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の要請について、議案第 1 3 号農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取について、以上 7 件を付議します。

議事進行上、発言される場合は挙手をして、議長が指名をしてから起立しマイクを通して発言してください。また、携帯電話は電源をお切りになるかマナーモードに設定くださいますようお願いいたします。

早速、議事に入ります。

日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は会議規程第 1 2 条の規定により、7 番、渡辺勝美委員、9 番、林田委員両委員を指名いたします。

次に、日程第 2、議案第 7 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題とします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（大石 由紀子君）

（議案第 7 号について議案書をもとに説明）

これらの案件につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号に該当するような事実はないと思われ
ます。

以上です。

○議長（馬場 保君） 受付番号 7 6 番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。水口委員。

○委員（1 番 水口 正好君） 議席番号 1 番、水口です。農地法第 3 条第 1 項の規定による許可

申請の受付番号76番については、後継者へ贈与する案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。受付番号76番について、ご質問がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質問がないようですので、議案第7号、受付番号76番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号77番、78番は、譲受人が同一の案件ですので、一括して審議いたします。まず、地元委員の意見をお聞かせください。内田委員。

○委員（18番 内田 弘幸君） 議席番号18番、内田です。農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号77番、78番については、規模拡大のため買い受ける案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。受付番号77番、78番について、ご質問がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質問がないようですので、議案第7号、受付番号77番、78番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号79番の審議に入ります。

本案件につきましては、横田委員が関係者ですので、農業委員会等に関する法律第31条第2項の規定により退席をお願いします。

〔横田委員 退場〕

○議長（馬場 保君） まず、地元委員の意見をお聞かせください。内田委員。

○委員（18番 内田 弘幸君） 議席番号18番、内田です。農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号79番については、後継者へ贈与する案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。受付番号79番について、ご質問がありました

らお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第7号、受付番号79番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。ここで横田委員の入室を求めます。

〔横田委員 入場〕

○議長（馬場 保君） 満場一致で了解してもらいましたので報告いたします。

次に、受付番号80番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。松尾委員。

○委員（11番 松尾 文昭君） 議席番号11番、松尾です。農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号80番については、新たに立ち上げた農地所有適格法人に貸しかえる案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。受付番号80番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第7号、受付番号80番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号81番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。松尾委員。

○委員（11番 松尾 文昭君） 議席番号11番、松尾です。農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号81番については農業後継者への弟へ贈与する案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。受付番号81番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第7号、受付番号81番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号82番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。松尾委員。

○委員（11番 松尾 文昭君） 議席番号11番、松尾です。農地法第3条第1項の規定による許可申請の受付番号82番については、耕作利便のため買い受ける案件です。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。受付番号82番について、ご質疑がありましたらお願いします。平野委員。

○委員（15番 平野 利光君） 面積当たりの価格がですね、安過ぎるようですけれども、どうなんでしょうか。

○議長（馬場 保君） 事務局、よろしくをお願いします。

○課長補佐（増富 浩彦君） 現地調査会の時にも質問があがったんですが、正確な回答がまだない状況なんですけれども、とりあえず本人さんに確認したところ、本申請の譲受人が昔から申請地を耕作していて、本申請の譲受人が税金もずっと払ってきていたみたいですね。それで土地の評価額が3万7,671円ということで、その評価額をもとに一応3万8,000円ということで、今回の対価になったという返事はもらっています。詳細なことは次回の現地調査会の時に、報告しますと地元の委員さんには伝えてはいます。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。先ほど平野委員からご質疑ありましたが、ほかにご質疑ございませんか。横田委員。

○委員（10番 横田 晴喜君） 相方承諾の上で、そうやって金額も決めているんですね。

○課長補佐（増富 浩彦君） そうです。もちろんそうです。

○委員（10番 横田 晴喜君） わかりました。

○議長（馬場 保君） ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、議案第7号、受付番号82番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号 83 番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。森崎委員。

○委員（16 番 森崎 茂徳君） 議席番号 16 番、森崎です。農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の受付番号 83 番については、耕作利便のため買い受ける案件です。農地法第 3 条第 2 項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。受付番号 83 番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第 7 号、受付番号 83 番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号 84 番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。森崎委員。

○委員（16 番 森崎 茂徳君） 議席番号 16 番、森崎です。農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の受付番号 84 番については、規模拡大のため譲り受ける案件です。農地法第 3 条第 2 項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと思われま

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。受付番号 84 番について、ご質疑がありましたらお願いします。大島委員。

○委員（3 番 大島 忠保君） 3 番、大島です。無償でとっていますが、親戚か何かですか。

○議長（馬場 保君） 事務局。

○課長補佐（増富 浩彦君） 親戚ではないですが、この譲渡人は福岡県に住んでいるんですが、譲受人がずっと以前から申請地を耕作をされていて、保全管理あたりもしてきて、譲渡人から、もうもらってこないかという話があって、もらうということでまとめたみたいです。

○委員（3 番 大島忠保君） わかりました。

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第 7 号、受付番号 84 番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第3、議案第8号農地法第3条第1項目的の買受適格証明願についてを議題とします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（大石 由紀子君）

（議案第8号について議案書をもとに説明）

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。受付番号2番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。松尾委員。

○委員（11番 松尾 文昭君） 議席番号11番、松尾です。農地法第3条第1項目的の買受適格証明願の受付番号2番については、農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、証明に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。受付番号2番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第8号、受付番号2番は願のとおりであることを証明することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、願のとおり証明することに決定しました。

お諮りします。議案第8号につきましては、落札者が決定し農地法第3条第1項の規定による許可申請書が提出された場合、その許可を会長に一任することを付帯決議とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、会長に一任することといたします。

次に、日程第4、議案第9号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（大石 由紀子君）

（議案第9号について議案書をもとに説明）

これらの案件につきましては、農地法第4条第2項に該当するような事実はないと思われま
以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。受付番号12番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。渡邊委員。

○委員（33番 渡邊 茂徳君） 議席番号33番、渡邊です。農地法第4条第1項の規定による

許可申請の受付番号12番について、申請人は、資材置き場への転用を計画されております。申請地は農振白地であります。おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地であると考えられます。しかし、2年以内の一時的な転用であることから、例外的に許可することができる案件であると考えられます。農地法第4条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題ありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。本案件は、先月の農地部会で、本申請者の親が農地法第3条の許可申請を提出されていましたが、そのときの許可書の発行の条件として、本申請の一時転用の許可を得ることとしていた案件です。受付番号12番について、ご質疑がありましたらお願いします。

○議長（馬場 保君） ご質疑ございませんか。川内委員。

○委員（36番 川内 幸徳君） 36番、川内です。一時転用の期間は、大体何年くらいですか。

○課長補佐（増富 浩彦君） 最長で3年です。

○委員（36番 川内 幸徳君） 3年。はい、わかりました。

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、議案第9号、受付番号12番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定し、先月の農地法第3条の許可書も発行することといたします。

次に、受付番号13番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。水口委員。

○委員（1番 水口 正好君） 議席番号1番、水口です。農地法第4条第1項の規定による許可申請の受付番号13番について、申請人は、住宅用地への転用を計画されております。申請地は、平成28年12月15日に農振除外されております。おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地であると考えられますが、転用目的が住宅用地であることから例外的に許可することができる案件であると思われま。農地法第4条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題ありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。受付番号13番についてご質問がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質問がないようですので、議案第9号、受付番号13番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号14番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。川内委員。

○委員（36番 川内 幸徳君） 議席番号36番、川内です。農地法第4条第1項の規定による許可申請の受付番号14番について、申請人は住宅用地及び農業用倉庫への転用を計画されております。申請地の1037番1は、平成28年12月15日に農振除外されており、1041番2、1041番3は農振白地であります。申請地は宅地に囲まれていることから、第3種農地であると考えられます。農地法第4条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題ありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。受付番号14番について、ご質問がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質問がないようですので、議案第9号、受付番号14番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第5、議案第10号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（大石 由紀子君）

（議案第10号について議案書をもとに説明）

これらの案件につきましては、農地法第5条第2項に該当するような事実はないと思われま

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。受付番号59番、60番は、集会所用地とそのための通路用地への転用申請ですので、一括して審議いたします。

本案件につきましては、田浦委員が関係者ですので農業委員会等に関する法律第31条第2項

の規定により退席をお願いします。

〔田浦委員 退場〕

○議長（馬場 保君） まず、地元委員の意見をお聞かせください。林田委員。

○委員（9番 林田 剛君） 議席番号9番、林田です。農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号59番、60番について、申請人は、現在の集会所が道路拡張のため立ち退かなくてはならないため、新たな集会所とそのための通路用地への転用を計画されております。申請地は、平成28年12月15日に農振除外がされております。おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地であると考えられますが、転用目的が自治会の集会所とそのための通路用地であることから、例外的に許可をすることができる案件であると思われます。農地法第5条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題ありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。受付番号59番、60番について、ご質問がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質問がないようですので、議案第10号、受付番号59番、60番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

ここで田浦委員の入室を求めます。

〔田浦委員 入場〕

○議長（馬場 保君） 満場一致で了解してもらいましたので報告いたします。

次に、日程第6、議案第11号農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（大石 由紀子君）

（議案第11号について議案書をもとに説明）

本計画案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合する適正な計画であると思われま

す。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。議案第11号に対する質疑を見開き2ページごとに行います。16ページ、15番、16番は所有権移転による案件、17ページ、17番から18ページ、22番は農地中間管理機構である長崎県農業振興公社への貸し付けによる案件です。

まず13ページから14ページについて、ご質疑ございませんか。

○課長補佐（増富 浩彦君） 事務局より議案の訂正があります。議案の18ページの22番、申請人から県の振興公社へ貸し付ける案件の上から3番目ですね、土地の所在地の状況なんですけれども、吾妻町阿母名字三ツ島3046番の取り下げが出てますので、削除をお願いいたします。合計も、3筆で5,362平米に訂正をお願いします。

以上です。

○議長（馬場 保君） 13ページから14ページについて、ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） 15ページから16ページについて、ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） 次に、17ページから18ページについて、ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。

お諮りいたします。議案第11号は農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合した適正な計画であると認め、農用地利用集積計画を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議なしと認め、農用地利用集積計画を決定することとします。

次に、日程第7、議案第12号農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の要請についてを議題とします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（大石 由紀子君）

（議案第12号について議案書をもとに説明）

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。本計画案の調整番号1番は、10番、横田委員と、25番、峯委員が調整委員に指名され、作成されたものでございます。調整結果についての報告をお願いいたします。

○委員（10番 横田 晴喜君） 議席番号10番、横田です。本計画案の調整番号1番につきましては、平成28年12月に調整委員として指名を受けました。12月中旬に相手方に打診し、調整委員立ち会いのもと申請人、相手方の両方で話し合い、各筆明細のと通りの対価で合意に至ったものでございます。

以上、調整結果の報告を終わらせていただきます。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。議案第12号に対する質疑を行います。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。

お諮りいたします。議案第12号は農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合した適正な計画であると認め、農用地利用集積計画を要請することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議なしと認め、農用地利用集積計画を要請することとします。

次に、日程第8、議案第13号農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取についてを議題とします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（大石 由紀子君）

（議案第13号について議案書をもとに説明）

本計画案は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく適正な計画であると思われま

す。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。本案件は、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画により、農地中間管理機構である長崎県農業振興公社へ貸し付けられた農地を、公募申し込みをした農業者へ配分する計画が提出されたものです。

議案第13号に対する質疑を一括で行います。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第13号農用地利用配分計画（案）については、特に異議なしと回答することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、議案第13号につきましては、特に異議なしと回答することに決定しました。

お諮りします。本農地部会における議決事件について、その条項、字句、数字、その他、整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議なしと認めます。したがって、これらの整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

これもちまして、本日の議事は全て終了しました。どうもありがとうございました。

午後2時58分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年2月 6日

議 長

署名委員

署名委員